

# 生年月日が平成24年11月1日以降のお子さんを養育している組合員の皆さまへ

公立学校共済組合  
石川支部経理係から  
のお知らせです。

## 3歳未満養育特例制度の申出はお済ですか？

3歳未満養育特例制度とは、  
3歳未満の子を養育する組合員（男女ともに対象）が、3歳未満の子を育てている期間中に、掛金や年金額の算定基礎となる「標準報酬月額」が低下した場合（※）、報酬の低下が将来の年金額に影響しないようにするため、養育開始直前の標準報酬月額をその期間の標準報酬月額とみなして年金額を計算する制度です。

この特例措置を受けるには、必ず組合員からの申出が必要です。  
また、この特例措置を受けても、追加の掛金の負担はありません。

ご自身が特例の該当となるかどうか  
「3歳未満養育特例対象者判定シート」  
(Excelシート) ※1でご確認いただき、  
「該当します」となった場合は、  
「3歳未満の子を養育する旨の申出書」※2を  
提出してください。  
(現在お子さんが3歳に達しているかは問いません。)

※「標準報酬月額」の低下の理由

- (例)
- ・育児短時間勤務や部分休業による給料の減額
  - ・引越しによる通勤手当・住居手当の減額
  - ・調整額の不支給

★標準報酬制導入(H27.10)以前にお子様が生まれている方は、一律基本給の25%を諸手当の額とみなして「基本給×1.25」を基に特例保障額を算出しているため、給与が減少していても、特例の該当となる場合があります。

### 〇添付書類

- ア 戸籍謄(抄)本または戸籍記載事項証明書  
(申出者と子の身分関係、子の生年月日を証明できるもの)
- イ 住民票  
(コピー不可・個人番号の記載がないもの)  
(申出者と子が同居していることを確認できるもの)

※提出日から遡って90日以内に発行されたものをご提出ください。

※住民票は養育特例を開始した日に同居が確認できるものをご提出ください。  
(例) 育児休業等が終了したことにより申し出を行う場合は、育児休業等終了年月日の翌日の属する月の初日以後に発行された住民票が必要です。

※1, ※2 判定シート、申出書等については、所属所に配付済みです。  
また、公立学校共済組合石川支部ホームページ(<http://www.kouritu.go.jp/ishikawa>)においても掲載しています。

### 判定シート 入力例

#### 3歳未満養育特例 対象者判定シート

3歳未満の子を養育する期間の特例について、下記の全てに該当する場合、申請することができます。

- ・3歳未満の子がいること
- ・その子と同居していること
- ・特例を受けようとする期間において、産前産後休業や育児休業による掛金免除期間でないこと

#### ① 子の養育開始日を入力してください

平成 24年 11月 2日

子の養育開始日は、下記のうち最も遅い日です。

- ① 子の出生日
- ② 子を養育し始めた日
- ③ 単身赴任等で別居していた子と同居することとなった日

子の養育開始日を入力すると、年金額が算定されます。

養育開始日の前月が平成27年9月以前であるときの入力時の留意点

養育開始日の前月1日時点の給料および給料の調整額、教職調整額に給与改定や適及訂正による変更があった場合には、変更後の額を入力してください。

#### ② 平成24年10月1日時点の給料月額(給料+給料の調整額+教職調整額)を入力してください。

258,048円 10等級 320千円 ... (a)

#### ③ 決定されている標準報酬月額を入力してください。

260,000円 ... (b)

#### 〇判定方法

『養育開始日の前月の標準報酬月額』(a)と『現在の標準報酬月額』(b)とを比較して、(a)が高ければ、特例を適用することができます。養育開始日の前月が平成27年9月以前である場合は、(給料+給料調整額+教職調整額)に1.25を乗じた額を等級表に当てはめた額と現在の額とを比較します。このシートでは、給料月額を入力することで自動的に(a)の値が算出されます。

#### 判定

(a) > (b) により、あなたはこの制度に...

該当します。

3歳未満の子を養育する旨の申出書を出してください。(3歳未満の子が複数いる場合、それぞれの申出書を出してください。)なお、産休・育休の掛金免除期間は、特例の対象とはなりませんので、復職後に提出してください。

- ★ 特例期間に納める共済組合の掛金(保険料)は、260,000円(b)の標準報酬月額を基に計算します。
- ★ 申出書を出したことにより、当該期間にかかる年金額の算定は、320,000円(a)を基に計算します。
- ★ 申出書の提出がなければ年金額の算定は、260,000円(b)を基に計算することとなります。

担当: 公立学校共済組合  
石川支部経理係 南  
電話: 076-225-1848